資料１－１

平成 26 年 10 月 7 日

上　申　書

規制改革会議　御中

日本ナイトクラブ協会
代表理事　関口朋紀
同弁護士　川井浩平

謹啓

平成 26 年 9 月 10 日付け風俗行政研究会「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」（以下、「報告書」と申します）に関する、質問、提案を本書面において、弊会からご報告いたします。

記

第１　規制の基準として照度を用いることにについて

１　報告書では、１０ルクスを基準に、照度によって、営業形態を区別し、規制基準に差異を設けることが提案されています。「現行の３号営業のうち、照度の基準が風俗営業に該当しないクラブ（＊１０ルクス超の照度を保っているクラブ）やいわゆるＤＪバー等」（報告書５頁６行目）を「深夜遊興飲食店営業」と想定して規制を設けるとの内容です。

この点、10 ルクスというのは、一般的に、映画館において、上演前、上演後に客を誘導するときの照度であります。クラブ営業の特質として、映像及びライティングによる演出が常時なされることが挙げられます。この演出の存在が、ダンスすることと共に、利用者にとって他のナイトエンターテイメントとクラブの差別化の要因、利用価値となっています。報告書でも認められているとおり、「クラブにおいては照度が著しく変化することが一般的であることから、照度の測定方法については、営業の実態を見ながら、実質的なものとなるようにするべき」（8 頁 7 行目）であり、このご指摘は上記のクラブのエンターテイメント、芸術としての映像やライティングによる演出を考慮したものです。

ところが、10 ルクスという照度の中で、これらの演出を行うことは不

可能であります。換言すると、10 ルクス超の照度を保っているクラブ営業所（ＤＪバー、仮の営業所で行うイベントを含め）は、ほぼ存在しません。

したがって、報告書が想定している「深夜遊興飲食店営業」に区分されるクラブ営業所はなく、ダンスを含めた「深夜遊興の解放」という法改正の趣旨は、１０ルクス超という照度をクラブ営業の基準とする以上、骨抜きとなってしまいます。

2　そこで、少なくとも、店舗全体に 10 ルクスという照度規制を一律に設けるのではなく、ＩＤチェックを行うエントランス付近等と実際に演出がなされるダンスを楽しむフロアにおいて異なった照度の規制基準を段階的に設ける等の措置が不可欠です。

したがって、「深夜遊興飲食店営業」における照度基準を現行 3 号営業の「5 ルクス超」とし、店舗の構造に応じて、店舗内で段階的な照度基準を設定することを提案します。

報告書における「10 ルクス」が店舗内全域における照度基準となれば、法改正後の深夜遊興飲食店営業者のうち、現行 5 号違反（低照度飲食店の無許可営業）の営業状態に必然的になり、利用者にとっても、ナイトライフにおけるクラブの価値が喪失されてしまいます。

また、そもそも照度計測値は、局地的な照度を計測するものであります。広がりのある空間に醸成されるであろう雰囲気を照度により推し量ることは不可能です。これはまさに、演出効果のあるクラブ営業に認められるところであり、「低照度故の弊害」という理論は、クラブにはあてはまりません。

第２　クラブ営業を低照度飲食店（現行風営法５号）に区分することの弊害

1　仮に、報告書のとおり、深夜遊興飲食店営業に 10 ルクス超の照度が設定されれば、照度のみの点をもって、現行の事業者が合法にクラブ営業を営むには、低照度飲食店営業者とならざるを得ません。

この点、低照度飲食店は、喫茶店、漫画喫茶、小さなバーなどを想定した規定であります。店舗内で、利用者がダンスすることに関して、運用上、何らの蓄積がなく、営業者、行政側双方に混乱が生じることが容易に想定されます。

2　また、低照度飲食店営業では、「店舗内に一室 5 ㎡の外部から容易に見通すことができ**ない**」個室を設けることが可能（風営法施行規則 8 条別表参照）であります。小規模の店舗（客室）であるがゆえに「いかがわしい行為」（報告書 6 頁 8 行目、16 行目）が行われることの懸念は（クラブ営業

を低照度飲食店に区分されれば)、モラルのない事業者により、現実化することが考えられます。

3　さらに、そもそも、現行 5 号営業には、ダンス設備を設けてはいけない、との規定が現存しています。改正後にクラブ事業者を現行 5 号の枠の中で規制するには、現行の他分野事業者（現行 5 号事業者）を巻き込んだ法改正が必要となり、煩雑です。

4　以上から、クラブ営業を低照度飲食店営業に区分することは、人の歓楽性・享楽性を過度に刺激し、風俗上の問題が生じる蓋然性が高く、妥当でありません。この点からも、クラブ営業は、「深夜遊興飲食店営業」として、「遊興」を射程に持つ規定により、規制されるべきです。

なお、クラブ事業者間において、「低照度飲食店」として許可を申請する声はなく、照度規制を然るべく基準に是正していただいた上で、「深夜遊興飲食店」として営業を継続するという一致した方向性が示されております。

第 3　行政、地域の方々、事業者の連携について

1　報告書においては、クラブ営業の深夜に利用者が集散する、という特質を踏まえ、「地域住民の平穏な生活環境に弊害が生じないか」、「地域の治安を悪化させることにならないか」、「少年の健全育成に害を及ぼさないか」、といった視点の重要性に関する記述が散見されます（報告書 1 頁下から 2 行目等)。この視点は、事業者においても何らの異論はございません。薬物問題に関し、「危険ドラッグとクラブの結びつきが強く懸念される」（報告書 7 頁 7 行目）とのご指摘は心外ではあるのですが（クラブ事業者でアンケートを本年 8 月に実施し、クラブ利用者 955 名のうち、薬物経験者は 35 人（約 3,6%）という結果がでました)、広く社会一般にこのような印象を持たれているのであれば、対策を講じなければいけません（クラブ事業者において 8 月中旬から、危険ドラッグ防止キャンペーンを既に行っています)。

2　これらの点に関し、事業者側では、自主規制基準を設け、「警備員を配置して、酔客の注意喚起、指導」、「苦情処理制度の創設」（報告書 5 頁下から 6 行目以下）等に関しては行っております。しかし、法改正に伴いクラブ事業への新規参入者（既存の事業者も含めて）に対し、法令、自主規制基準等の遵守事項を徹底させるには、何らかの「制度的インセンティブ」（報告書　6 頁下から 15 行目）があることは望ましいと考えます。

報告書の中では、「警察が営業者の団体の結成を促す」、「自主規制に取り組むよう積極的に指導・助言を行う」、「優良事業者に対する格付け」（7 頁下から 6 行目以下）をする等のご提案をいただきました。また、「地元の警

察署長、風俗営業者や深夜遊興飲食店営業の管理者、地域住民等からなる協議会を設け」、「営業者が地域住民としっかり向き合う機会」（8 頁下から 4 行目）を警察の協力を仰ぐ形で実現できれば、法令遵守体制も一層、強固なものになると考えております。

第 4　その他

1　一般飲食店営業（報告書　4 頁（1））について

一般飲食店（いわゆる音楽レストラン）において、「午後 10 時以降の年少者の立ち入りについてのみ規制」とあります。しかし、音楽が流れる中で食事をする音楽レストランにおいて、午後 10 時以降、午前 0 時までの間に年少者（18 歳未満）の利用を規制する必要性はありません。例えば、家族揃っての音楽レストランでの食事が午後 10 時以降できないとなれば、それは、委員のおっしゃる「都市生活の実態」を考慮しない規制となってしまいます（報告書 18 頁表参照）。

2　「遊興」概念の定義づけに関して

「遊興」とは現行法においては、多様な営業形態を含みます。そこで、従来は「遊興」として捉えられていなかった、「クラブ（ダンス営業）」については、しっかりと現行法上の「遊興」とは区別して規定すべきです。

具体的には、深夜遊興飲食店営業においては、「ナイトクラブ営業」と「その他の遊興」と規定し、異なった規制基準が必要でしょう。その際の、区別の基準ですが、例えば、ナイトクラブ営業の特質を踏まえ、「ダンスフロア中心部におけるデジベル（音量）」などが考えられます。

以下は、「深夜遊興飲食店営業」のうち、「ナイトクラブ営業」に関する記述です。

3　深夜遊興飲食店営業における面積要件に関して

現行 3 号営業の 66 ㎡以上という面積要件では、「無許可営業が横行する結果になりかね」ず、「営業の実態を見ながら、適切な基準」を設けるべき（報告書 6 頁 10 行目以下）、とのご指摘がありました。

このような弊害を防止する為には、面積要件において一体の緩和が必要と考えます。

4　深夜遊興飲食店営業における営業地域制限に関して

クラブを含めた「深夜遊興飲食店営業」には、多様な営業形態が考えられます。特に、ホテル、学術施設等の「仮の営業所で実施」される深夜遊興に関しては、別途の配慮が必要であると考えます。

報告書ご指摘のとおり（5 頁（イ））、きめ細かな規定が必要であると考えます。

ただ、今回の法改正に向けて全国に組成された事業者団体の基盤は現行法の地域規制基準にあります。この点、現在の許可取得事業者が、深夜遊興飲食店を営めなくなるような不利益な法改正がなされれば、自主規制も骨抜きとなり、ひいては近隣住民が多大な迷惑を被ります。したがって、このような不利益な地域規制の改正は妥当でありません。

5　深夜遊興飲食店営業における営業時間規制に関して

営業時間規制に関しても、法改正の趣旨である「深夜遊興の解放」を踏まえ、法律の規定をもって、午前 5 時乃至 6 時まで伸長されるべき（午前 10 時までは営業禁止等の営業再開可能時間も設定すべきでしょう）です。有識者会議の席上で述べたとおり、利用者側のニーズ、及び治安保持のためというのが主だった理由です。

ただ、近隣住民の平穏な生活を阻害しない、というのは大命題ですので、（警察の協力を仰ぎながら）自主規制基準遵守の徹底、違反事業者への行政による迅速な対応等は不可欠であると考えます。この点に関しては、本書面「第 3」で述べたとおり、行政、地域住民との対話をより一層深めていく所存です。

また、未成年者の飲酒、喫煙を含めた非行問題に対処するよう、自主規制の内容として、クラブにおける未成年者の立ち入りを禁じる措置なども弊会は行っております。

以上

謹白